

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 7 月 14 日

広島空港振興協議会
会長 松藤 研介

1 業務内容

(1) 業務名

広島空港アクセス福山／尾道／三原路線利用促進業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号 北館 2 階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

(5) 事業予算額

12,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56A 広告・広報」の資格を認定されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 北館 2 階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 23 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から

午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 北館 2 階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当者：佐々木、門田

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和 8 年 7 月 23 日（木） 午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 7 月 24 日（金）までに申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(2)イの場所

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 3 日（月） 午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提出された提案書に基づく書面審査とする。広島空港振興協議会が設置する公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得た

ものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島空港アクセス福山／尾道／三原路線利用促進業務公募型プロポーザル 審査基準及び配点表」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 結果の通知

審査結果は令和8年8月7日（金）までに、全ての提案書提出者に対し、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は「56A広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 電子契約の可否

不可

(6) その他

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

6 問い合わせ先

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当者：佐々木、門田

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp